

【事例 H25-01-26】 鹿児島県

自殺未遂者精神科受診促進モデル事業 ＝こころの健康支援事業＝

自傷行為等により救命救急センターへ搬送された自殺未遂者のうち、精神科受診等を勧める必要があると判断される患者等に対し、精神科受診勧奨等を行う「こころの健康支援員」を派遣し、自殺未遂者への支援を行った。

【実施主体】 鹿児島県

【大綱の分類】 自殺未遂者への対策

【事業予算】 平成 24 年度 2,364 千円

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

- ・ 本県の自殺者数は、平成 18 年の 507 人をピークに減少しているが、人口動態統計によると、平成 23 年の自殺者数は 411 人、人口 10 万対の自殺死亡率は 24.3 で、全国 13 位である。
- ・ 年齢別で見ると 50 代の方が 105 人と最も多く、次いで 60 代が 68 人、40 代が 55 人と、全体の半数以上を占めており、全国と同様に中高年の自殺者が多い傾向となっている。

【計画を立てる上での工夫・等】

- ・ 事業を実施するにあたり、「こころの健康支援員（以下、「支援員」という。）」を対象に研修会を開催し、事業内容や具体的な実施方法について理解の促進を図るとともに、随時にケース検討会を開催する他、鹿児島市立病院救命救急センター（以下、「救命救急センター」という。）や精神保健福祉士協会、県立始良病院等の関係機関と意見交換会を行い、情報の共有を図っている。
- ・ 支援員が、自殺未遂者に対し精神科受診勧奨を行うかどうかの判断が困難な場合の対応として、県立始良病院の当直医に相談できる体制を構築した。

【具体的な内容・実施の過程】

- ・ 救命救急センターは、救急搬送された自殺未遂者のうち、派遣要請基準に合致し、自殺未遂者又はその家族の同意がある場合、精神保健福祉士協会に対し支援員の派遣を要請する。
- ・ 要請があった場合、精神保健福祉士協会は派遣する支援員の所属、氏名、連絡先を救命救急センターに通知し、支援員を救命救急センターへ派遣する。
- ・ 自殺未遂者またはその家族に対し、精神科受診勧奨の他、再度の自殺企図防止に資すると認められる必要な支援（相談機関の紹介や相談予約等）を行う。
- ・ 鹿児島県精神保健福祉士協会に委託して実施した。

【事業種別】 強化モデル事業

【準備期間・人数】

- ・ 平成 23 年度（H23.12.26 ～ H24.3.31 18 時から翌 6 時）

実績 1件、支援員数 20名

・平成24年度 (H24.7.23 ~ H25.3.31 18時から翌6時)

実績 5件、支援員数 28名

【予防段階】 2次

【自治体規模】

【自治体負担率】

【事業対象】 自殺未遂者

【支援対象】 自殺未遂者

【実施主体・問合せ先】 鹿児島県保健福祉部障害福祉課

TEL:099-286-2754

E-mail:s-seishin@pref.kagoshima.lg.jp

URL : <http://www.pref.kagoshima.jp/>